

平成24年度 岡山大学 授業料免除申請書類

つぎの1「免除対象者」に該当すると認められる方に対しては、本人の申請に基づき選考の上、予算の範囲内で授業料の全額又は半額を免除する制度がありますので、希望者は次の要領により申請してください。

1 免除対象者

次のいずれかに該当する方を免除対象者とします。(修業年限以内であること。研究生、聴講生等を除く。)

- (1) 経済的理由によって授業料の納入が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- (2) 授業料の前期分と後期分ごとの納期前1年以内において学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け納入が著しく困難であると認められる者

2 申請期間

前期、後期それぞれに申請が必要です。

前期分： 在学生 3月，新入生 4月上旬

後期分： 9月

具体的な日程については、各学部、研究科等で異なりますので、学務部学生支援課及び各学部(研究科)の掲示にてお知らせします。申請期限を厳守してください。

3 提出先

所 属 学 部 等	担 当
文学部,教育学部,法学部(夜間主コース除く), 経済学部(夜間主コース除く),理学部,薬学部, 工学部,環境理工学部,農学部,マッチングプロ グラムコース,教育学研究科,社会文化科学研究 科,自然科学研究科,医歯薬学総合研究科(薬 学系),環境学研究科,環境生命科学研究科, 法務研究科,特別支援教育特別専攻科,養護教 諭特別別科	学務部学生支援課(一般教育棟A棟2階) TEL 086-251-7211
医学部医学科	医歯薬学総合研究科等学務課教務グループ医学科担当 TEL 086-235-7020
医学部保健学科,保健学研究科	医歯薬学総合研究科等学務課教務グループ保健学科・保健学研究科担当 TEL 086-235-7984
医歯薬学総合研究科 (博士課程(医学系)及び修士課程)	医歯薬学総合研究科等学務課教務グループ大学院担当 TEL 086-235-7986
歯学部,医歯薬学総合研究科 (博士課程(歯学系))	医歯薬学総合研究科等学務課教務学生グループ歯学部担当 TEL 086-235-6627
法学部夜間主コース 経済学部夜間主コース	社会文化科学研究科等教務担当(夜間主コース担当) TEL 086-251-7371

4 提出方法

持参してください。

5 免除決定の時期と納入

免除決定の時期

前期分：7月下旬（予定）

後期分：12月中旬（予定）

免除決定までは授業料の納入は猶与されます。

免除の可否（全額免除・半額免除・不許可）の決定通知は、7 提出書類 6 の封筒により申請者本人あてに送付します。結果が不許可の場合のみ理由を附記します。

なお、半額免除者及び不許可者は、授業料納入に関する案内を同封しますので、免除されなかった授業料を指定された期限までに納入してください。

6 その他

大学院生のうち、下記に該当する方については、独立生計者と認定することができるので、必要書類を添付のうえ、申請してください。

なお、初めて独立生計者として申請を希望する時は、独立生計者の書類と併せて家族全員分の書類を提出してください。

独立生計者の条件（～ のすべてに該当していること）

所得税法上、父母等の扶養親族でない者

父母等と別居している者（二世帯住宅等では、別居とは認定できません。）

本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

（注1）昨年及び今年中において、独立した家計を営むだけの収入（見込み）があること。「昨年の実績がない者」又は「今年の見通しの立っていない者」は、独立生計者とは認定できません。

（注2）「昨年の実績がない者」でも特例として「定職についた場合」は、独立を認めることがあります。

7 提出書類 1～6すべての書類を提出してください。

	提出書類	留意事項
1	授業料免除申請書（様式1 - ）	記入要領を参照して、前期は4月1日、後期は10月1日現在で申請者本人が記入してください。
2	家庭状況調書（様式1 - ）	
3	収入状況等申告書（様式2）	給付奨学金（独立生計者は貸与奨学金含む）を証明するもの、及び昨年のアルバイト収入の確認できる書類を併せて提出してください。

4	<p>市区町村役場発行の平成 24 年度（平成 23 年分）所得証明書【家族全員分】</p> <p>平成 24 年度（平成 23 年分）所得証明書は、平成 24 年 5 月～6 月上旬に各市区町村役場で発行されます。</p>	<p>前期分授業料免除申請時 平成 24 年度所得証明書が役場で発行され次第，提出してください。</p> <p>提出締切：平成 24 年 6 月 15 日（期限厳守） 〔注意〕提出のない場合は書類不備として選考から除外することがあります。</p> <p>後期分授業料免除申請時 平成 24 年度所得証明書は，他の書類と同時に提出してください。</p> <p>・本人は就学者であっても必要。 ・所得のない方も必要。（主婦・家事手伝い及び高齢者等） 「0 円」又は「課税台帳に記載なし」等の証明が必要です。 ・未就学者及び就学中の兄弟姉妹については不要。</p>
5	<p>収入・特別控除等必要書類（4～5 頁参照）</p>	<p>4～5 頁の のついた書類のうち，家族に該当するものは，すべて提出してください。</p>
6	<p>授業料免除結果通知用封筒</p>	<p>専用の封筒を受付時にお渡ししますので，80 円切手を貼り，本人氏名・学生番号と決定時期に届く住所を記入して申請書類と一緒に提出してください。</p>

「4 市区町村役場発行の所得証明書」と「5 収入・特別控除等必要書類(1)収入に関するもの」はどちらも提出してください。

(例) 本人(アルバイトなし)・父(自営業)・母(パート)・祖母(年金受給中)の世帯の場合

「家族全員の所得証明書」+ 「父の確定申告書(控)コピー及び収支内訳書コピー」+ 「母の源泉徴収票コピー」+ 「祖母の年金支払通知書コピー」

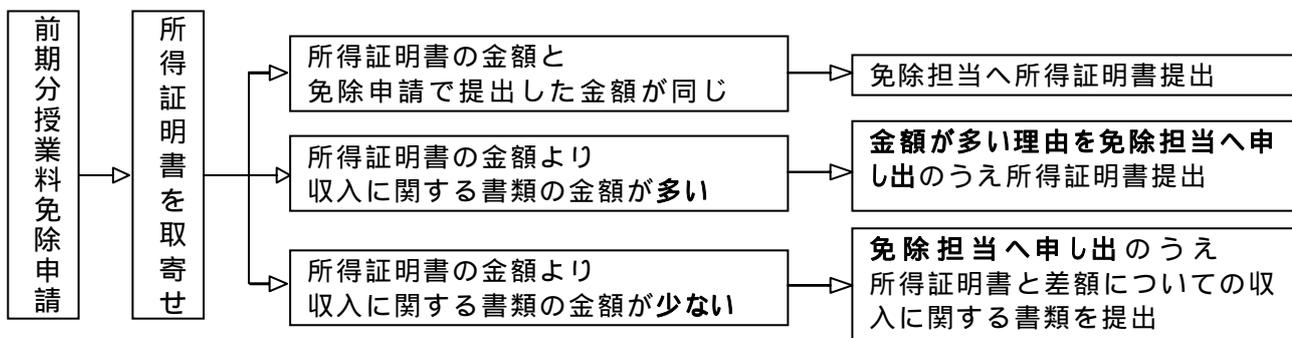
平成 24 年度所得証明書の金額は，平成 23 年分源泉徴収票，給与等支払証明書，確定申告書等の金額と基本的には一致します。

(年金の改訂があった場合は，振込通知書から計算した金額と所得証明書は合致しません。)

【注意】

・前期申請分の平成 24 年度（平成 23 年分）所得証明書を 6 月に提出する際には，先に提出した平成 23 年の収入に関する書類の金額と違いがないか確認し提出してください。

・提出された申請書類は，貸出・閲覧等できませんので，コピーは提出前に取っておいてください。



収入・特別控除等必要書類〔市区町村役場発行の所得証明書に加えて該当する必要書類を提出してください。〕

(1) 収入に関するもの

区 分	必 要 書 類	発行機関等	
給与所得として区分されるもの	<p>給料・賃金 役員報酬 専従者給与</p> <p>平成 23 年分の源泉徴収票(写) A4 より小さい場合は(別紙 1) に貼り付けてください。</p> <p>現在の職業(勤務・アルバイト先)が平成 23 年 1 月以降の就職あるいは転職による方は「給与等支給(見込)証明書」(様式 4) を併せて提出してください。</p> <p>申請の基準日から遡って 1 年以内に退職したことのある方は「退職に関する証明書」(様式 5) を提出してください。</p>	勤務先	
	<p>年金・恩給</p> <p>年金受給一覧表(様式 6)</p> <p>最新の年金支払(振込)通知書(写)</p> <p>改定通知書のほうがより最新の場合は、年金改定通知書(写)</p> <p>遺族年金, 障害年金, 農業者年金, 恩給, 個人年金等も含まれます。複数の年金を受給している場合はすべて提出してください。</p>	日本年金機構 総務省恩給局 保険会社等	
	失業給付金	雇用保険受給資格者証(一及び三面の写)	公共職業安定所
	傷病手当金	傷病手当金支給決定通知書(写)	社会保険事務所
	児童扶養手当	児童扶養手当証書(写)又は認定通知書(写)	都道府県等
	生活扶助料	生活保護決定(変更)通知書(写)	
給与所得以外の所得として区分されるもの	<p>商業・工業・ 個人経営 農業・林業・ 水産業 外交通員 不動産 利子・配当 内職等</p> <p>平成 23 年分確定申告書(控)(写): 税務署の受付印のあるものが望ましい。</p> <p>上記確定申告書に添付の決算書(写)又は収支内訳書(写)</p> <p>平成 24 年度市民税・県民税申告書(控)(写): 市区町村役場の受付印のあるものが望ましい。</p> <p>平成 23 年 1 月以降に開業・転職した方は「給与所得以外の所得(見込)申立書」(様式 7) を併せて提出してください。</p>	税務署 市区町村役場	
	<p>臨時所得 (授業料納期前 6 月以内) (入学料免除申請は入学前 1 年以内)</p> <p>退職金・保険金・ 資産譲渡所得・ 山林所得</p> <p>支払金額及び支払年月日が記載された書類(写)</p> <p>確定申告をしている場合は,平成 23 年分確定申告書(控)(写)を併せて提出してください。</p> <p>保険金は,死亡保険金のほかに満期金や給付金等の支払も含まれます。</p> <p>支払年月日確認のため,左記の期間より前の所得についても提出をお願いすることがあります。</p>	勤務先 保険会社 税務署 市区町村役場	
無職者	<p>無職等の申立書(様式 8)【雇用保険受給中の方,専業主婦,60 歳以上の方は除く】</p> <p>主たる家計支持者が長期にわたって無職無収入の場合「事情聴取調書」(様式 3)の提出を求めることがあります。</p>	家計支持者	

(2) 特別控除に関するもの

区 分	必 要 書 類	発行機関等
高校生以上の就学者 (本人を除く)	在学証明書又は生徒(学生)証(写) A4より小さい場合は(別紙2)に貼り付けてください。	在 学 校
母子・父子世帯	母子・父子世帯申立書(様式9) 世帯全員の住民票【該当世帯のみ(様式9を参照)】	
障 害 者	身体障害者手帳等(写)	
長 期 療 養 者	診断書(様式10-)又は「要介護認定通知」(写)等 医療費の領収書(写)及びその医療費に対し補填を受けたときはその支払明細書(写)(申請前1年間分)を(様式10-)に集計し、併せて提出してください。	医 療 機 関 市区町村役場
主たる家計支持者別居	別居先の住居費及び光熱・水道費の領収書(写)及び会社負担額のわかる書類(申請前1年間分)	
本人又は学資負担者の被災 (授業料の納期前1年以内)	罹災証明書(被害内容が記載されたもの) 修理費等の領収書(写) 確定申告で雑損控除の申告をしている場合は、平成23年分確定申告書(控)(写)	消 防 署 建築業者等

(3) その他必要とするもの

区 分	必 要 書 類	発行機関等
本人(配偶者を含む)の 受 給 奨 学 金	給付されている奨学金の奨学生証(写) 貸与されている奨学金の奨学生証(写)【独立生計者のみ】 いずれも平成23年度及び平成24年度の受給額のわかるもの	奨 学 団 体
本人(配偶者を含む)の ア ル バ イ ト	平成23年分の源泉徴収票(写)又は給与等支払証明書(様式12) 給与等支給(見込)証明書(様式4)【独立生計者のみ】	アルバイト先
送金や預貯金で生活を賄っている者	送金の金額等がわかるもの又は通帳(写)等 家計支持者及び独立生計者が送金や預貯金で生活を賄っている場合に必要です。通帳の名義と申請前1年間の送金や蓄えがわかるものを提出して下さい。 【親から別居していても被扶養者である場合は不要】	
学 資 負 担 者 の 死 亡 (授業料の納期前1年以内)	除籍抄本, 死亡診断書, 埋葬許可書(写), のいずれか1つ 死亡された方が学資負担者であったことが確認できる書類(所得証明書・源泉徴収票等) 退職金支払通知書・保険金支払通知書・遺族年金支払通知書等。(支払いがない場合はその証明になるもの又は, その旨を申立書(様式11)に記入して提出してください)	市区町村役場 医 療 機 関
特 別 な 事 情 に よ る 修 業 年 限 超 過 者 等	授業料免除申請対象事由調査書 該当者は, 担当へ申し出てください。	
特 に 説 明 を 要 す る 場 合	申立書(様式11)	
そ の 他	大学が必要と認めた書類	

(4) 独立生計者の必要とするもの

区 分	必 要 書 類	発行機関等
独 立 生 計 者	事情聴取調書(様式3) 世帯全員の住民票 健康保険証(写)(本人(配偶者を含む)が被保険者であるもの) 父母の源泉徴収票(写)又は確定申告書(控)(写)等所得税法上, 父母の扶養親族でない証明	市区町村役場

8 注意事項

- (1) 授業料免除は、申請者数や予算額により結果が変わります。
前回の免除結果と異なることがあります。了解しておいてください。
前期分の免除結果が「不許可」の場合は、後期分授業料免除でもほとんどの場合同様の結果になります。ただし、不許可の理由が家計の場合で、10月現在（後期分申請時）の家計の状況が4月（前期分申請時）以降変化している場合はこの限りではありません。
- (2) 申請書類は、家庭状況をよく確認し、前期は4月1日現在（予定）、後期は10月1日現在（予定）の状況を申請者本人が記入し準備してください。
申請理由・家計状況が不明な申請は受け付けられません。不足書類が多い場合も受け付けないことがあります。申請期間に揃えることができない書類がある場合（前期分申請時に確定申告をまだ行っていない場合や、3月末退職予定、4月進学・就職予定の家族がいる場合など）受付時にその旨を申し出てください。関係書類は後日提出していただきます。

提出前の書類点検は行いません。申請書類やHPに掲載している選考基準を確認したうえで、わからないことがあれば質問してください。

申請書提出後、前期は4月1日現在、後期は10月1日現在の家計状況に変更（例えば、家族の転職・自宅外通学が変わったなど）が生じた場合は、速やかに申し出て申請内容の訂正をしてください。
後日、申請内容に未申告の内容が判明した場合等には、申請取り消しとなることがあります。
また、免除決定までに休学等の身上異動がある場合は、速やかに申し出て申請の取り下げをしてください。
- (3) 提出された書類の閲覧・貸出はいたしません。
授業料免除申請書類は、すべての書類を提出前に必ずコピーを取っておいてください。（特に前期）
前期に提出前にコピーした書類は、下記を除き、後期分授業料免除申請時に利用できるものもあります。
- <後期申請時も必ず新規に作成が必要な書類>

 - ・ **授業料免除申請書** ・ **家庭状況調査書** ・ **事情聴取調査書** ・ **給与等支給（見込）証明書**
 - ・ **給与所得以外の所得（見込）申立書** ・ **診断書**（長期療養者控除用）
 - ・ **その他 前期分申請時から状況が変化し内容が変わる書類**
- また、「退職に関する証明書」、「臨時所得の支払日や金額のわかる書類」等、次回の申請でも提出が必要になる書類は、必ずコピーを保存しておいてください。
- (4) 風水害等の被害を受けた世帯について
授業料納期前1年以内に風水害等の災害を受け、前年分確定申告で雑損控除の申告をした場合には、その雑損控除額を世帯の総収入金額から特別控除できますので、できる限り確定申告を行ってください。
確定申告を行わない場合には、住宅や家財等について、災害によって生じた損失額を証明する領収書（写）等が必要となります。
なお、保険・損害賠償等で補填された場合は、控除金額から除きます。
- (5) 学部入学生の調査書及び成績証明書等の提出について
平成24年度学部入学生は、下記のいずれかに該当する出身学校等の成績資料を1部提出してください。前期申請時に提出した場合、後期申請では提出不要です。

高等学校の調査書（3学年3学期まで記載されたもの、成績証明書は不可）
 高等学校卒業程度認定試験の合格証明書
 上記以外の入学資格の入学者は当該試験等の成績証明書等
 編入学による入学者は出身学校（短大・高専等）の成績証明書
 外国人留学生は出身学校（高等学校）の成績証明書

（6）外国人留学生及び独立生計者は、前期は4月1日現在、後期は10月1日現在、TA（ティーチングアシスタント）やRA（リサーチアシスタント）をしているとき、アルバイト収入の必要書類として次の書類と一緒に提出してください。

- ・ 人事異動通知書（写）：採用期間や時間単価のわかる書類
- ・ 勤務態様調書（写）：勤務予定総時間数及び月ごとの勤務時間数のわかる書類

（7）その他

免除結果通知用封筒について

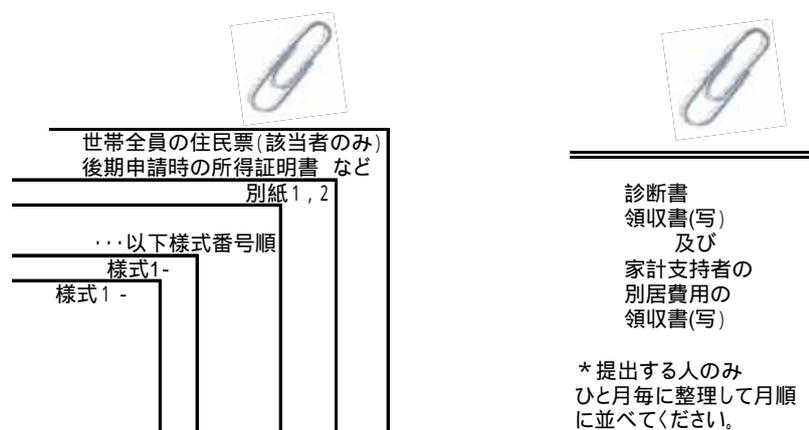
申請書提出時に免除結果通知用封筒をお渡ししますので、切手を持参し、宛先（決定時期（前期7月下旬頃・後期12月中旬頃の予定））に届く住所と申請者（学生本人）氏名）・学生番号を記入してください。

宛先は「・・・様」としてください。「行」「宛」等を記入された場合は、訂正しませんがご了承ください。

提出時の書類の並べ方について

提出時には、書類を様式番号順に並べて、所定様式以外のものは最後につけてください。

長期療養者の診断書＋領収書（写）、家計支持者の別居費用領収書（写）を提出する場合は、月ごとに見やすく整理して別にクリップ止めしてください。



授業料免除申請時に提出していただく皆さんの個人情報については、授業料免除の選考以外の目的に利用することはありません。

提出していただく個人情報は、データ入力および帳票出力の目的で業務委託いたしますが、受託業者が個人情報を法令および本学との契約に則り取り扱うよう厳正に管理いたします。